



日本聖公会 北関東教区時報

発行所 日本聖公会 北関東教区文書部
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-172 電話 048-642-2680

新たな命への希望

司祭 パウロ 矢萩 栄 司



私的な事柄を書き綴ることを、どうぞご寛恕ください。

今年の12月、これまで長く自宅で療養していた母が、急性肺炎ため緊急入院し、それから12日間に亘る医師や看護師の方々の懸命な治療の甲斐なく、年齢93歳の生涯を終えました。

実家が遠方であったとはいえず、これまですっかり姉たちに介護を任せてきた負い目もあり、危篤に陥ってからは、無理をしてもなるべく帰るよう努め、ベッドサイドでの寝ずの番のローテーションにも加わりました。どうしても外せない下館での用事を済ま



せ、夜の7時頃病室へ戻ると、直前に低下した血圧を上げる点滴を開始したところでした。数日前、医師から姉たちへ今後の処置についての説明があり、延命を望むかどうかを問われた際、一分一秒でも母に生きていて欲しいとの思いから、姉たちは延命治療を願いました。その結果、酸素吸入、そして昇圧剤の投与となりました。酸素マスクの下で、苦しうに息をする母の姿、心臓が止まりそうになつてからは医師たちが交代で心臓マッサージを続ける様子に、もう楽にしてあげようと

小声で主張したものの、日々の介護を担わずにきた、私のそんな意見が聞かれるわけもなく、何とも言えない複雑な時間が過ぎました。責任ある立場の医師が、姉たちの願いを断ち切るように、もう終わりにしましょうと告げ、医師

たちの手が止まりました。

心不全の悪化で心臓がもたず実現はしませんでした。が、姉たちの願い、挿管してまでもこの世の命を伸ばして欲しいとの思いを理解できないわけではありません。これまで共に過ごしてきた、愛する者との別れの辛さ、悲しみの大きさも勿論分かりますが、やはり、私たちキリスト教の信仰を生きる者と、そうでない者との、死というものに対する受けとめ方の根本的な違いを今回如実に感じさせられたのも事実です。

それぞれの事情は異なりますが、これまで教会で牧師としてかかわらせていただいたなかで、死を迎えようとしておられた方々、あるいはそのご家族の皆さんの多くが、むやみな延命措置を施されることなく、自然な最後を望まれました。また、最近、いずれは訪れる自らの死を前向きに見つめ、その準備をする、いわゆる「終活」を始めておられる方々のお話を伺う機会も増えました。それらの方々に

共通するもの、それは、たとえ葛藤はありながらも、死を、神が定める時として受けとめようとする思いと、死は終わりではなく、その先に備えられた新たな命への希望を抱くことができるということでした。

母はクリスチャンではありませんでしたが、長男である私が家を継がず、牧師になることを認め応援してくれました。これまで支えてくれた母に感謝の思いを抱きながら、最後に祈禱書にある祈りを姉たちと共にささげました。「わたしたちは今、肉体を離れた姉妹の魂をみ手にゆだねます。どうか主が贖われた僕を忘れず、憐れみのみ手を延べて姉妹を抱き、永遠の平安を与え、主の聖徒とともに住まわせてください。アーメン」すべての人に必ずおとずれ死と向き合うための、力と約束と希望が、キリスト者である私たちには与えられています。

(下館聖公会教会牧師)

教会の葬儀

Q & A

近年、日本社会の高齢化により、葬儀の件数が増えると共に、そのあり方が多様化したり、簡素化されたりしていることが報じられています。今回、葬儀の基本的な考え方や素朴な疑問を一問一答形式で取り上げてみました。

Q 聖公会では葬儀をどのように位置づけていますか？

A 祈祷書には聖奠と聖奠的葬儀はその何れでもありません。しかし「病人の按手及び塗油」から引き続く、人の生涯を締めくくる大切な礼拝として、執り行われて来ました。また信徒でない方が教会に多く集うことから、大切な宣教の機会と受けとめられてきました。

Q 葬儀では、どのようなことがあのでしょうか？

A 祈祷書の「病人訪問の式」には、「危篤のとき」「臨終のとき」「死に臨んでいる人のための嘆願」「逝去直後の祈り」があり、逝去する前

から葬りの備えが始まっていると言えるでしょう。

一連の葬儀の本体とも言えるべき礼拝が「葬送式」です。逝去者を全能の神の手にゆだね、終わりの日の復活にあずかることを祈り求めます。「埋葬」「幼年葬送式」「通夜の祈り」「逝去者記念の式」も祈祷書には記されています。

その他、別冊の『葬送諸式』には、「納棺の祈り」「火葬」「帰宅後の祈り」などが記されています。

Q たくさんの礼拝があるのですね。「葬送式」以外にも、すべてを行うべきなのでしょうか？

A 近年、簡素化の希望により、「通夜の祈り」を行わないことがあります。通夜は本来、葬送式に参列できない方のための「第2の葬送式」ではなく、葬儀のための備えの礼拝です。遺族も参列者も高齢であることが見込まれる場合、夜に行われる礼拝が大変だという

声が聞かれます。

「帰宅後の祈り」も、葬儀当日の事情により行わないことがあります。自宅が式場から離れている場合、教会の聖堂で行うこともできるでしょう。

納棺・火葬は必ずしなければならぬことですから、その際には祈りつつ丁寧に進めることが良いでしょう。

Q 信徒でなければ、教会で葬儀をしてもらうことはできないのでしょうか？

A 「葬送式」は、洗礼を受けた信徒であることが前提である祈りが用いられています。諸式には「葬送の祈り」があり、信徒でない方に用いられています。

キリスト教の信仰生活は、葬儀の時だけのものではありません。存命中から、教会の主日礼拝に参列したり、牧師や信徒との交わりを深めていたりすることが大切です。突然の依頼をどうするか、その教会の通例を考慮して、牧師が慎重に判断するでしょう。

なお緊急の場合には司祭

が、司祭に支障あるときには、ほかの聖職またはだれでも行うことができる「緊急洗礼」があります。

Q 葬儀社は、遺族が自由に依頼して良いのでしょうか？

A 現代の葬儀は、諸手続きや物品の手配など、葬儀社なしには成り立たないでしょう。キリスト教の葬儀に慣れている葬儀社が望ましいことは、言うまでもありません。初めての葬儀社に全てを一から説明することは、教会にとって大変な負担となります。

病院で逝去された場合、直ちに遺体を搬出する段取りを整えなければなりません。病院が紹介する葬儀社に依頼する前に、まずは牧師に相談してください。各教会でのこれまでの実績と信頼関係から鑑みて、より良い葬儀社を紹介してくれるはずですよ。

Q 葬儀の費用は、どう考えるべきでしょうか？

A 各教会に規定があったり、通例があったりします。教会への感謝献金の他

に、司式者への御礼・奏業者をはじめとする礼拝奉仕者への御礼を用意する場合があります。葬儀社に支払う費用(棺・献花・霊柩車、挨拶状・返礼品・食事等)は別にかかります。必要以上には華美になつたり、聖具の配置や礼拝の雰囲気損なつたりしないためにも、葬儀社とのやり取りに、牧師に立ち会ってもらうことが勧められます。

また近年「お花料」を辞退して返礼品を省き、全体の費用を抑える例が増えていきます。

おわりに

逝去の直前直後、遺族は悲しみに溢れ、また慌ただしくなり、落ち着いて考えられなくなるものです。葬儀について生前から準備することは、不吉なことではありません。家族の状況や葬儀の希望を、教会に書面で伝えておくことが望まれます。牧師や教会委員に早い段階で相談し、祈られながら逝去に備え、終わりの日の復活を安心して共に待ち望みたいものです。

(文書部)

日本聖公会第64定期総会報告

司祭 エレミヤ・パウロ 木村直樹

はじめに

去る6月5日から7日まで、日本聖公会第64(定期)総会が、東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会で開催されました。北関東教区からは主教議員として広田勝一主教、聖職代議員として木村直樹司祭・矢萩栄司司祭、信徒代議員として横川浩兄・谷川誠兄が出席しました。

議長挨拶

議事に先立ち、植松誠首座主教より開会の挨拶があり、今総会の重要事項とご自身の思いが語られました。まず初めに2012年に行われた宣教協議会へ出された「日本聖公会〈宣教・牧会の十年〉提言」に提示されている課題に取り組み、来る2022年に再度開かれる宣教協議会を迎えるよう訴えられました。次に東日本大震災救援・復興活動「いっしょに歩こう！」

プロジェクト」、1995年の清里での宣教協議会、総会決議「戦争責任に関する宣言」などをとおして、日本聖公会の宣教の原点は「社会で小さくされている人々、周辺化されている人々と共に歩むこと」であり、この点を、今総会でも忘れないように確認しよう」と語られました。

また原発事故問題を取り上げ、議案である「原発のない世界を求める国際協議会」の重要性を説かれました。世界の聖公会の課題では、同性婚の是非を巡る確執に触れ、異なる立場であっても、互いに「忍耐強く耳を傾け、学び、そして謙虚」であることを求められました。

その他、朝鮮半島、憲法改正、祈祷書改正、女性司祭の実現に伴うガイドライン改定、今総会で行われる横浜教区主教選挙などについて述べられました。

人権問題に関する学び

最近開催される総会では、必ず「人権問題に関する学び」が行われます。今回は近畿大学の奥田均教授による「部落差別解消推進法の内容とその意義」について講演がありました。

この中で奥田教授は、同法が2016年12月に成立したこと、この法制定の背景には、反差別人権運動の力、確信的差別の顕在化、国連人権関係委員会からの日本政府に対する再三の勧告、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックの組織委員会の「調達コード」(開催国は国際的な人権条約などを遵守しなければならない)、経済のグローバル化による世界からの人権条項の要求などがある指摘されました。また同法の注目すべき点は「部落差別が日本に存在することを認めたこと」にあると

述べ、これまでは被差別地域の実態改善に関する法律だけでなく、その法律も2002年には期限切れとなっており、この新法によって初めて部落差別問題の解決が明記され、行政にも責任があるとされたことが重要であると言われました。

そしてわたしたちに、まず部落差別の現実があると正しく受け止めることの大切さ、またこの差別は人間が作ったものであり、だからこそ人間の力によって解消することができるという力強く訴えられました。

主な議案

今総会には、36の議案が提出されましたが、わたしが重要だと思ふ議案などをいくつか取り上げます。

*「日本聖公会首座主教選挙規則」の改定に関する件

北海道教区の代議員より、この議案が出されました。その内容は「首座主教を連続して3期務めた者は、その直後の選挙によって首座主教にな

ることはできない」と定めることです。ご承知のように植松首座主教はすでに12年間の地位にあります。首座主教は教区主教を兼務されますので、そのご苦勞は首座主教や当該教区の負担は非常に大きいものがあります。しかし現首座主教が余人をもって替えたがたいのも事実です。結局この議案は否決されましたが、議決後に首座主教から「わたしはこの職を重荷ではなく恵みとして受け止めている」との言葉がありました。

*「日本聖公会年金規約」一部改正の件

現在の聖職者の年金規約では、「加入年数25年間以上、60歳以上で退職した者」に支給されることになっていました。しかし近年、聖職志願者は、新卒者よりも社会経験を踏んだ人が多くなっており、現状に合わない点を鑑み、改定されたものです。可決。

*改正祈祷書試案の試用を求めめる件

現在、祈祷書改正委員会が

設置されて祈禱書改正の作業が進められています。今後、同委員会から試案が順次公表されていく予定ですが、礼拝式文は用いられてこそ意味があります。主教会の認可の条件に、公表される新しい式文が、各教会で用いることができるようになります。可決。

***「女性司祭実現の伴うガイドライン」改定の件**

***「女性の聖職位に関わる委員会」設置の件**

日本聖公会が女性の司祭按手に門戸を開いたのは 1998 年の総会でした。司祭志願要件から男性を削除し、性別に関係なく司祭を志願できるようにしました。しかし同時に女性司祭に反対する人々に配慮し、「女性司祭の実現に伴うガイドライン」が総会で決議されました。その中で「女性の聖職按手に反対する聖職、信徒は反対を表明できること、また反対する教会は、その意思を公式に表明できること」との文言があります。これに規定よって、この 20 年間女性司祭であ

るとの理由で、さまざまな憂慮すべき問題が生じてきました。この問題を協議するため

に前総会で「女性の聖職位に関わる諸問題についての調整と検証・提言作成のための特別委員会」の設置が決議され、今総会に改定案が提出されました。今回の改定されたガイドラインの要は「日本聖公会は、日本聖公会祈禱書によ

って聖職按手を受領した者の聖職位は有効性を保持していることを認識する」という文言

です。簡単に言えば、日本聖公会に属する者は、祈禱書によ

って按手された聖職位の有効性を否定してはならないと

いうことです。改定前のガイドラインでは、女性司祭に反

対することが認められていました。つまり祈禱書によって

按手されても女性の場合はその聖職位の有効性を認めない

という立場が認められていた

ました。今後は、個人的に神学的な理由で反対と考えること

まででは否定されていません

が、性別に関わらず祈禱書によ

って按手された聖職位が有効性を持つことは認めなければ

ならないということ。可決。

この問題は日本聖公会としては完全に決着がつかしました。が、神学的に結論が出ているわけではありません。今後

***「原発のない世界を求める国際協議会」開催の件**

国際協議会「開催の件

日本聖公会は東日本大震災と原発事故の後に開催された

2012 年の総会で「原発のない世界を求めて」原子力発

電に対する日本聖公会の立場」を決議しました。この中

で「原子力発電所そのものを直ちに撤廃し、国のエネル

ギー政策を代替エネルギーの利用技術を開発する方向に転

換するように求めます」と言

われています。この決議を踏

まえ、今回、「原発のない世界を求める国際協議会」開催

の議案が提出されました。目的は「脱原発、脱核に向け

た共同への道を探る。国内外のネットワークの強化・構

築。共同声明の作成・発信。オプシオンとして福島フィールドとリップ、証言など」

なっています。この協議会は 2019 年 5 月開催予定との

ことです。国のエネルギー政策という観点からは、原子力

発電は選択肢のひとつでしょう。しかし首座主教が開会挨拶

で小さくされている人々、周辺化されている人々と共に歩

むこと」が日本聖公会の宣教の原点であるとするならば、

原発事故によって被害を受けた、故郷を失った人々と共に

あるとする日本聖公会の姿勢が、今回の原発事故を受けて、

世界の聖公会に向けてこの事故が引き起こした事実を

訴え、さらに原発のない世界を共に構築するための協議会

開催となったのだと思えます。可決。

す。可決。

総主事は主教会指名で、総会がこれを承認する規定ですが、矢萩新一司祭(京都教区)が再選されました。

***横浜教区主教選挙**

近年、自教区で教区主教を選出できなくなっています。

聖職の数に比して教区の数が多すぎるか、教区内で主教に

相応しいと思われる人材が不足しているという現実が背景

にあるのでしょうか。前回は臨時総会で神戸教区主教の選

挙が行われましたが、今回は総会の中で横浜教区主教選挙

が行われることになりました。

教区会で行われる主教選挙は、聖職議員、信徒代議員の

各々三分の二以上の得票が必要ですが、総会での選挙は、

主教議員、聖職・信徒代議員の各々二分の一以上の得票で

選出となります。

三名の候補者が推薦され、横浜教区の代議員が推薦した

入江修司祭(横浜教区)が選出されました。

***首座主教選挙・総主事指名**

総会毎に、首座主教の選挙が行われますが、今回も圧倒

的多数で、植松誠北海道教区

主教が選ばれました。なお次

点は広田勝一主教でした。

連載

み言葉の礼拝⑫

使徒書朗読と昇階唱・聖歌

旧約朗読に続く第二の朗読は、使徒書です。新約聖書の目次に使徒書という名称はありませんが、前にも引用した2世紀半ばに書かれた初代教会の様子を記した「第一弁明」には、礼拝の中で「使徒たちの覚書を読む」とありますので、初代教会のときから使徒たちの手紙や著作が朗読されていたことが分かります。

使徒たちの手紙は、主イエスの十字架と復活という神の人間に対する救いの出来事(福音)を受けて、初代教会の指導者となった使徒たちが、その救いを、どのようににその時代と状況の中で受け止めたのかという記録です。

使徒書で最もよく朗読される聖パウロの手紙は、○の信徒へと宛先も明示されています。しかし使徒たちの手紙は、時代を越えて、また宛先である地域教会を越えて、教会の礼拝の中で

使徒書朗読後のルブリックに「聖歌を用いてもよい」、聖餐式文では「ここで昇階唱または聖歌を用いてもよい」とあります。昇階唱とは、使徒書朗読に続く福音書朗読の前に、その朗読に相応しい場所に移動する間に用いられた詩編です。5世紀に西方教会では旧約聖書の朗読がなくなり、旧約朗読後の詩編は使徒書の後に用いられるようになり、そのためそれまで使徒書と福音書朗読の間に歌われていた「ハレルヤ唱・詠唱」と旧約朗読後の詩編が一つとなって「昇階唱」と云われるようになりました。

主日の聖書日課は、降臨節、降誕節、大斎節、復活節の期節には、その日の主題に基づいて、旧約聖書、使徒書、福音書が選ばれていますが、顕現後と聖霊降臨後の期節(祭色が緑)には、使徒書と福音書が継続的に朗読できるように選択されています。旧約聖書は福音書に合わせて選ばれていますが、使徒書の朗読箇所は福音書の主題とは関連がありません。しかし使徒たちが福音をどのように受け、人びとに伝えたかということをもよく示す箇所が選ばれています。

ここで用いる聖歌は、福音書の朗読の中に現存される主イエスを迎えるわたしたち賛美の歌です。旧約使徒書を座って聞くのに対して、ここで立ち、続いて福音書を立って聞くのは、わたしたちが福音朗読をとおして主の現存に与っているという信仰の告白です。

(司祭 木村直樹)

洗礼おめでとう

5月17日

日立聖アンデレ教会

アンナ 矢板 豊子

5月20日

榛名聖公会

クリストファー

豊永 清

6月3日

水戸聖ステパノ教会

フランシスカ

金澤 美保

ミカエル 齊藤 敏行

堅信おめでとう

6月10日

土浦聖バルナバ教会

エリサベト 中原 淑子

6月24日

水戸聖ステパノ教会

ヤコブ 多川 侑真

フランシスカ

金澤 美保

ミカエル 齊藤 敏行

ルカ 西村 武

とこしえの平和を祈りつつ

5月17日

日立聖アンデレ教会

アンナ 矢板 豊子 (92)

5月20日

聖慰主教会

マーガレット

川田 春江 (89)

5月31日

聖慰主教会

マリア 瀧田 さと (101)

文書部より

西日本での豪雨による災害が報道され、被害の大きさに心を痛めています。今後、様々な支援の呼びかけがなされると思います。私たちがさせていただけるとは小さいかもしれませんが、皆さまのお祈りとご協力を、なにとぞよろしくお願いいたします。

(司祭 斎藤 徹)

